

意見内容一覧表（第1回空家等対策協議会）

資料4

（1）市の空家等対策への要望・意見等

No.	項目番号	項目名	頁	意見内容(要望・意見等)	回答	所属等	委員名
1	4-1-(2)	市民等への啓発	20	市民への発生抑制、予防策	空家冊子の配布や広報紙で空家所有者等への啓発を実施しています。今後も継続し実施していきます。また、今後ホームページによる情報発信を行っていきます。	静岡県くらし・環境部建築住宅局	青野委員
2	4-1-(4)	関係団体や管理業者等との連携	21	高齢、遠方の方への支援の仕組みの検討状況	今後、具体的な取り組みについて検討していきます。		
3	4-3-(1)	市の政策課題に取り組むための資源としての利活用	21	市の資源と利活用する場合の支援制度、又は検討の状況	現在、具体的な相談はありませんが、所有者から相談があった場合、随時検討していきます。		
4	4-3-(2)	不動産の流通市場を活用した利活用	22	流通市場を活用した事例	静岡県宅建協会が運営する空き家バンク利用を促進するため、空き家バンク実施要綱を制定し、8月1日から施行する予定です。今後、空き家所有者へ登録の募集を促していきます。		
5	4-3-(3)	各種補助制度	23	各種補助制度の検討状況	各市町の状況を調査し、優先順位を付け検討していきます。		
6	4-1	空家等の発生抑制及び適切な管理の促進	20	空家等の発生抑制につきましては、市民への啓発方法としてホームページや広報誌等による周知が挙げられ、また所有者への個別の助言・指導が行われることとされています。この点、実際に住宅等を空家にする可能性が高いのは高齢者、単に単身又は夫婦のみで居住する高齢者であると認識しております。そこで、これら高齢者の方々に長期の段階で対応できるよう、社会福祉協議会等の福祉関係機関や、民間の福祉関係者（介護施設等）及び医療関係者（病院等）に対しても情報提供・情報共有を行い、相互に連携して空家予備軍の早期把握と対応検討を行えるようにすべきかと存じます。	今後、社会福祉協議会等と連携し、将来的に空き家になることを予防するための取り組みについて検討していきます。	静岡県弁護士会	内海委員
7	4-3-(1)	市の政策課題に取り組むための資源としての利活用	21	空家等の利活用の促進 市の政策課題への取り組み資源として活用すること。所有者によっては市への寄付の申し出を含め、自身では管理できない物件について相談があった場合に関係部署と連携し積極的に資源活用していただきたい。	相談があった場合は関係部署と連携し、対応していきます。	御殿場市市議会議員	菅沼委員

（2）所属団体等における空家等対策に係る取り組み等の紹介等について

No.	主な取り組み等	所属等	委員名
1	空家対策は、撤去、利活用、適切な維持管理の3つ ①〈撤去〉特定空家の略式代執行は県内で2件 ②〈利活用〉宅建士や司法書士などの専門家を一堂に会し、空き家所有者の相談に応じるワンストップ相談会を県内12会場で実施。御殿場市では11月23日（土）に御殿場市民会館で開催予定。 （参考資料P1～P2） 【三島市】空き家所有者から利活用の相談があった場合、専門家団体を紹介し、相談内容に応じた事業提案を行っている。（参考資料P3～P4） 【小山町】町が空き家情報を集約し、不動産業者や弁護士らで「空家等対策協力隊」を組織し、空き家対策を推進している。（参考資料P5） ③〈維持管理〉 ふるさと納税の返礼品として、空き家の見回りや、空き家の維持管理代行サービスを全国361の自治体で取り入れ。（県内では浜松市、湖西市、富士宮市が導入） 袋井市では空き家の解体費用に充当可能なポイントを返礼品としている。 空家発生予防策の推進として、空き家所有者予備軍に対し、シニアクラブや市民講座などの機会に空き家問題の現状や、相続登記の重要性を周知していきたい。	静岡県くらし・環境部建築住宅局	青野委員
2	静岡県弁護士会では、各市町の推薦依頼に基づき、空家等対策協議会（委員会・審議会）に委員を推薦しております。また、各市町より直接、会員弁護士に委嘱がある場合もあります。当職も貴市に先立ち平成28年9月27日付けで駿東郡小山町の空家等対策協議会委員の委嘱を受け、同町の空家等対策計画（平成28年度～平成31年度）の策定及び随時開催の空家等対策協議会に参加しているほか、平成29年3月14日付けで同町より空家等対策協力隊の事業者登録を受け、以降、具体的な事案に対処しております。	静岡県弁護士会	内海委員
3	当協会の「空き家」対策事業の紹介（参考資料P6）	（公社）静岡県宅地建物取引業協会	勝又委員
4	用途変更の緩和について（参考資料P7～P9）	（一社）静岡県建築士事務所協会	立道委員
5	火災予防条例第24条第2項に基づき空家の実態調査を年1回実施している。管理の不十分な建物所有者または管理者に対し、火災予防上必要な措置について口頭指導を実施している。連絡先が不明な建物にあっては実態把握のみを行っている。実態調査結果を建築住宅課へ情報提供している。	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部	谷中委員